

自死予防と自死遺族 のための支援

1

自死予防支援

自死は、社会的な背景や個人が抱える法的問題を含む様々な問題が複雑に絡み合うことによって、その多くは「追い込まれた末の死」とされています。自死に追い込まれようとしている人を支え、自死を防ぐためには、医療・福祉・社会・経済・法的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。借金問題や家賃滞納、パワハラ・長時間労働、家庭問題など、支援ネットワークの一員として、法的な支援を行うことにより、お役に立つことができる場面はたくさんあります。



2

未遂者支援

未遂者の支援は、自殺総合対策の中でも最優先事項とされています。自治体等と協働して、複数の医療機関へ司法書士を派遣し、



未遂者の支援のため「ベッドサイド法律相談事業」を行っている司法書士会もあります。未遂者が抱える問題に対し、法的支援を行うとともに、退院後の住居確保や生活保護制度等の各種支援、関係機関への橋渡しなど多様な機関と密接に連携を取り、未遂者が再び自死を図ることがないように取り組んでいます。

3

自死遺族支援

大切な方を自死で亡くされたご遺族が抱える問題は、心理的側面だけでなく、身体・生活上の問題など、多岐にわたります。亡くなられた方の不動産名義や預貯金の手続き、相続放棄や未成年後見人選任の手続き、また、賃貸物件で亡くなられたことにより家主から損害賠償を請求されたときの交渉や訴訟対応など、司法書士ができる法的な支援はたくさんあります。

